

都市計画審議会 会議録

審議事項	議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（射水中央地区地区計画） 議案第2号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（二口地区地区計画）		
会 場	射水市役所大島分庁舎大会議室	日 時	令和7年8月5日（火） 午前10時～午前10時45分
出席者	牧田 和樹、堀 正、犀藤 秋美、呉松 福一、加治 宏規、中村 文隆、 吉野 省三、津田 信人、木本 彰一、斉藤 義晴、尾上 清逸、沖 和美 (計12名)		
欠席者	佐伯 孝、八箇 かの子、野村 和代		
傍聴者	なし		
部長 司会	開会のあいさつ 委員定足数について報告（15名中12名の参加により審議会成立）		
会長	開会宣言		
会長	本日の審議事項のうち、 「議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（射水中央地区地区計画）」について、 市より説明願う。		
市	議案説明・・・議案第1号資料参照		
委員	<p>■質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に商業店舗も立地しているが、もう少し早く地区計画をかけるべきではなかったのか。 ・垣または柵の制限について、既にあるものについては受け容れるという認識でよいのか。 ・土地区画整理事業の実施主体は、民間か組合か市か、教えてほしい。 		
市	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業は組合施行である。 ・地区計画変更のタイミングについて、組合の解散時期に合わせたためこの時期になった。 ・ご認識のとおり、垣および柵については、既存のものが不適合にならないよう整理している。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・組合は誰が代表になっていたのか。 ・地元の地権者である。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・既地区計画は商業施設に関する規制があり他は規制がなかった中、なぜ統一する流れになったのか教えてほしい。 		
市	<ul style="list-style-type: none"> ・既計画地区は、そこが市街化区域に編入される前に地区計画が決定されている。そのため、市街化調整区域に商業開発をする前提で地区計画を作られたものであり、規制が厳しくなっている。現在そこは市街化区域になっているため規制内容を見直した。 		
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の国道沿いに似たような商業施設があるが、射水市としての特徴はどのように打ち出していくつもりか。 		

市	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの中で、都市中核拠点として小杉駅及び本庁舎周辺のエリアを定めているので、このエリアを中心に商業開発を進めていく。
会長	<p>■採決</p> <p>他に質疑がないようであれば、採決を行う。</p> <p>「議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（射水中央地区地区計画）」を原案のとおり可決してよいか伺う。</p>
委員	全員挙手
会長	全員賛成と認めるので「議案第1号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（射水中央地区地区計画）」を原案のとおり可決することとする。
会長	<p>続いて、</p> <p>「議案第2号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（二口地区地区計画）」について市より説明願う。</p>
市	議案説明・・・議案第2号資料参照
委員	<p>■質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> もっと早くにこの変更はできなかったのか。
市	<ul style="list-style-type: none"> 変更に至った経緯として「残存農地は区画が小さく、農業には非効率」とあるが、他にも非効率な農地は多くある。その点はどのように捉えているのか。 変更時期については、開発意欲が高まり、地元の合意も整ったのが昨年度であり、このタイミングで地区計画の見直しとなった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 農地について、狭さの他に地元の地権者の意向を理由にこの場所を選定している。 狭い農地ならどこにでもあるので、水利が弱いなどの特別な理由があった方が納得しやすかった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ここは道路からの高低差がある場所。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 実際問題、なかなか耕作しづらいようである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この場所の用途地域はどうなっているのか。
市	<ul style="list-style-type: none"> A地区は準住居地域、南側の地区は第2種中高層住居専用地域になっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域は変えず、準住居地域の枠の中で開発を進めるということか。
市	<ul style="list-style-type: none"> ご認識のとおりである。
会長	<p>■採決</p> <p>他に質疑がないようであれば、採決を行う。</p> <p>「議案第2号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（二口地区地区計画）」を原案のとおり可決してよいか伺う。</p>
委員	全員挙手

会長	全員賛成と認めるので「議案第2号 富山高岡広域都市計画地区計画の変更（二口地区地区計画）」を原案のとおり可決することとする。
会 長	閉会宣言